みたけ台町内会規約

(名称および事務所)

第1条 この会は、みたけ台町内会(以下「会」という)と称し、事務所を会長自宅に置く。

(地 域)

第2条 会の地域は、横浜市青葉区みたけ台および上谷本町の一部の地域とする。

(会員)

第3条 会の地域内に居住する世帯主又はこれに準ずる者を会員とする。ただしやむを得ない事由がある 者の不加入・退会は妨げない。

(組・ブロック・班)

- 第4条 すべての会員は、組に属し、組は、地区ごとにまとまって、ブロックを構成する。
 - 2 ブロックのなかに組をまとめるため班を設けることができる。

(目 的)

第5条 会は、地域を共にする会員相互の親睦と福祉を増進し、もって生活の充実と地域社会の向上発展 をはかることを目的とする。

(事業)

- 第6条 会は、前条の目的を達成するための、次の事業を行う。
 - (1) 福利厚生に関する事業
 - (2) レクリエーションに関する事業
 - (3) 青少年活動に関する事業
 - (4) 婦人活動に関する事業
 - (5) 保健・環境に関する事業
 - (6) 防火・防犯に関する事業
 - (7) 交通安全に関する事業
 - (8) 広報に関する事業
 - (9) その他必要なる事業
 - 2 前項の事業を推進するため、部を置くことができる。

(役職の選任)

第7条 会に、次の役職を置く

(1) 会 長 1名

(2)	副:	会 長	若干名
(3)	部	長	若干名
(4)	総	務	若干名
(5)	会	計	若干名
(6)	書	記	若干名
(7)	ブロッ	ク長	若干名
(8)	組	長	若干名
(9)	会 計	監 査	2名

- 2 組長を除く会長、副会長、部長、総務、会計、書記、ブロック長、会計監査を役員とする
- 3 役員は、別に定める推薦委員会の推薦に基き総会において選任する。 会長、副会長、及び会計監査の役職は総会にて選任するが、その他の役職は、役員会にて決定 出来る。
- 4 ブロック長は、それぞれブロックの会員推薦に基き会長が選任する。
- 5 組長は、それぞれの組の互選によって選出する。
- 6 会長、副会長及び会計監査以外の総会選任役員の役職名は、総会選任役員(除く会計監査)により決定出来るものとする。
- 7 特例として、町内会会員が役員に立候補(自薦・他薦を問わず)した場合、推薦委員会及 び総会の承認を得ないで、役員会に出席して立候補の意思表示をし、会長の承認を経てその年度内の 総務担当役員に選任出来る。

(役職の職務)

- 第8条 会長は、会の事務を統括し会を代表する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 部長は、部を統括し、部の事業を推進する。
 - 4 総務は、総務事務を担当する。
 - 5 会計は、会計事務を担当する。
 - 6 書記は、役員会の書記を担当し、議事の作成及び報告し保管する
 - 7 ブロック長は、それぞれのブロックの事務を担当する。
 - 8 組長は、それぞれの組の事務を担当する。また、総会に代議員として出席する
 - 9 会計監査は、会の会計を監査する。
 - 10 連合町内会の総会への代議員は会計監査を除く役員とする

(役員の任期)

- 第9条 ブロック長および組長の任期は、1年とし、それ以外の役員の任期は、1期2年とする。ただし再 任を妨げないものとする。
 - 2 補欠役員の任期は、それぞれ前任者の残存期間とする。

(相談役及び顧問)

- 第10条 会に相談役および顧問を置くことができる。
 - 2 相談役及び顧問は、総会において会長が推薦する。
 - 3 相談役及び顧問は、会議に出席して、意見を述べることができる。

(総 会)

- 第11条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時に開催することができる。
 - 2 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 予算・決算に関すること。
 - (2) 役員の選任に関すること。
 - (3) 規約に関すること
 - (4) その他の重要事項
 - 3 総会の開催は、組長の2分の1以上の出席を要する。ただし、やむを得ないときは委任状をもって 出席に代えることができる。
 - 4 議事は、出席組長の過半数で決める。
 - 5 会議形式の総会が困難な場合(例として、新型コロナウイルス等の流行の蔓延防止対策として多数 の参加する会議開催等)は、「会議を開催しないで書面表決による決定方式」で総会を代えることが 出来る。なお、書面表決による決定方式で総会を開催する場合、会長は役員会に諮問するものとす る。

(役員会)

- 第12条 役員会は、会の運営上必要があるとき会長が随時招集する。
 - 2 常時開催を要する役員会は、会長、副会長、部長、総務、会計およびブロック長をもって構成する ことができる。
 - 3 会議は、半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決める。
 - 4 最近の通信の発達と時代背景から、会長は各種通信手段を活用した臨時役員会開催を宣言して、 リモート会議を行うことが出来る。 常任役員とブロック長の過半数の参加で、会は成立し出席者の過半数で決することが出来る。

(経費)

第13条 会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第14条 会費は、1世帯月額150円とする。

(会計年度)

第15条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規定の制定)

第16条 この規定に基づく事務の取り扱いについて必要な規定は、役員会の承認を経て会長が別に定める。

(役員会議事の保管)

第17条 8条6項の役員会の議事の保管は、事務所に7年間保管する。

(規約の改廃)

第18条 この規約の改廃については、総会において3分の2以上の同意を必要とする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成6年4月23日から施行する。

(経過措置)

略

附則

(施行期日)

この改正規約は、平成7年4月23日から施行する。

附則

(施行期日)

この改正規約は、平成9年4月20日から施行する。

附則

1 会は、簡易保険の保険料団体払込制度による保険料払込団体の運営に関する事を行う。本会の経費簡易保険の保険料団体払込制度による割引額を充てる。

簡易保険の払込団体へ加入できる者は本会の区域内に居住する会員と家族に限る。

2 (施行期日)

この改正規約は、平成18年4月23日から施行する。

附則

(施行期日)

この改正規約は、平成31年4月21日より施行する。

附則

(施行期日)

この改正規約は、令和2年4月19日より施行する。

附則

(施行期日)

この改正規約は、令和3年4月18日より施行する。

(施行期日)

この改正規約は、令和6年4月21日より施行する。